

会員の入会金及び会費等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会定款第 6 条の入会金及び第 7 条の会費等について必要な事項を定める。

(入会金)

第 2 条 正会員又は賛助会員の入会金の額は、別表 1 のとおりとする。

(会費等)

第 3 条 正会員又は賛助会員は、別表 2 の会費及び別表 3 の工事割会費を納入しなければならない。

(納入期限)

第 4 条 会費は、毎年度 2 回の分納とし、上期分を 4 月末までに、下期分を 10 月末までに、それぞれ別表 2 に掲げる月額額の 6 ヶ月分を納入するものとする。

2 年度の途中に新規に入会した者は、会長が別に定める期日までに納入するものとする。

(入会金及び会費等の使途)

第 5 条 入会金は、管理部門（法人会計）において使用するものとする。

2 会費は、管理部門（法人会計）及び会員のために行う事業に使用するものとする。

3 工事割会費は、公益目的事業のために使用するものとする。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、入会金及び会費等に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会の設立の登記の日から施行する。

(別表 1)

入会金

種 別		主たる部会	従たる部会	
正会員	浄化槽関係部会	製造部会	100,000 円	40,000 円
		工事部会	50,000 円	20,000 円
		維持管理部会	50,000 円	20,000 円
	環境事業部会	200,000 円		
	但し浄化槽関係部会員	不要		
特 別 会 員		不要		
賛 助 会 員		100,000 円		

(別表 2)

会費 (月額)

種 別		会 費	
正会員	浄化槽関係部会	一部会	3,000 円
		二部会に亘るもの	4,000 円
		三部会に亘るもの	5,000 円
	環境事業部会	10,000 円	
	但し浄化槽関係部会員	5,000 円	
特 別 会 員		不要	
賛 助 会 員		5,000 円	

(別表 3)

工事割会費

浄化槽の人槽	製 造	工 事	維持管理
10 人槽以下	2,000 円	600 円	400 円
11 人槽～ 50 人槽	4,000 円	1,200 円	800 円
51 人槽～ 100 人槽	10,000 円	3,000 円	2,000 円
101 人槽～ 500 人槽	20,000 円	6,000 円	4,000 円
501 人槽～ 1,000 人槽	50,000 円	15,000 円	10,000 円
1,001 人槽～ 2,000 人槽	70,000 円	21,000 円	14,000 円
2,001 人槽以上	100,000 円	30,000 円	20,000 円

注：現場施工の場合は、上記の製造及び工事の合計額を納入するものとする。